

第4章 計画の内容

※本章では、男女共同参画を推進するための加東市の事業だけでなく、市民の皆様に取り組んでいただきたいことをまとめています。これらを参考に、市民の皆様もできることから男女共同参画を実践してみましょう。

1 具体的な取組

基本目標 I

男女共同参画社会実現のための基盤づくり

基本課題 1

男女共同参画推進のための意識啓発

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識を育むことが重要です。本市が平成 20 年度、25 年度、29 年度に実施した意識調査（以下、意識調査という。）では、男女の固定的な性別役割分担意識に賛成する人は減少傾向にあり、今後も男女共同参画社会への理解を促すための教育や広報・啓発活動を継続して推進することが大切です。そのため、家庭や職場、地域、学校等のあらゆる場面で男女共同参画が実現するよう、市の広報やホームページ等の活用や、セミナー等の学習機会等を通じて、男女共同参画や関連する法制度等の周知・啓発を図ります。また、子どもから高齢者まで、すべての市民が男女共同参画の理解を深められるよう、わかりやすく親しみやすい広報を推進します。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 男女共同参画に関する講座・研修等に積極的に参加して、視野を広げましょう。
- 男女共同参画について学んだことを、家庭や、職場、地域、学校等で共有し、実践しましょう。
- 市の広報や人権啓発情報紙等に目を通し、人権や男女共同参画について共に考えてみましょう。
- 自分の言動や生活の身の回りに、男女の固定的な性別役割分担意識や慣習等がないか見直してみましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

（1）男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

男女の生き方、働き方に様々な影響を与えていた社会通念、慣行等の見直しが行われるよう、男女共同参画に向けた広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的な施策	内容	担当課
I-1-(1)-①	多様な媒体を通じた男女共同参画の広報及び意識啓発活動の推進	○男女共同参画セミナーをはじめ、各種講演会や、市ホームページ及び人権啓発情報誌への記事掲載、街頭啓発活動等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画の広報及び意識啓発を行います。	人権協働課

		○市の広報やホームページでの男女共同参画に関する記事掲載や、ケーブルテレビの自主制作番組により、定期的に啓発します。	秘書室 まちづくり 創造課
I -1-(1)-②	男女共同参画の視点に立った刊行物等の表現の配慮	○男女共同参画の視点での表現ガイドラインを作成します。	人権協働課

(2) 男女共同参画に関する法制度の周知

男女共同参画社会の実現に向けて、国は様々な法制度を整備しています。男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有するため、男女共同参画に関する法制度の周知を推進します。

施策コード	具体的な施策	内容	担当課
I -1-(2)-①	男女共同参画に関する法制度の周知	○男女共同参画セミナーをはじめ、各種講演会や、人権啓発情報紙への記事掲載等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画に関する法制度を周知します。	人権協働課

(3) 男女共同参画に関する学習機会の提供と支援

男女共同参画に関する理解を深めるとともに、社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識の見直しが進むよう学習機会を充実します。また、市民の自主的な学習グループの育成や活動の支援、ネットワークづくりにより地域で男女共同参画を進めるリーダーを養成します。

施策コード	具体的な施策	内容	担当課
I -1-(3)-①	男女共同参画に向けた学習機会の充実	○男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しが行われるよう、セミナーや講演会を実施します。	人権協働課
		○年齢・性別を問わず募集する料理教室を実施します。	生涯学習課
		○各図書館において男女共同参画をテーマとする資料展を実施します。	中央図書館
I -1-(3)-②	自主的な学習グループの育成・支援	○男女共同参画セミナー等の実施により自主活動グループを育成し、活動を支援します。	人権協働課

(4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、長い時間かけて人々の意識に形成されていきます。そのため、幼い頃から男女共同参画の視点を身に付け実践していくよう、子どもの発達段階に応じて親しみやすく分かりやすい内容の広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I -1-(4)-①	幼少期からの男女共同参画に関する啓発	○幼児期人権教育事業（親子セミナー）等の機会に、幼児や保護者を対象とした分かりやすい資料配布等の啓発活動を行います。	人権協働課
		○児童館、保育施設等で幼児とその保護者を対象とした幼児期人権教育事業（親子セミナー）を実施します。	こども教育課

(5) 市職員等及び事業所に対する研修の充実

男女共同参画の視点で行政と市民による協働のまちづくりを推進していくために、行政に携わる職員や関連団体職員等が率先して男女共同参画についての理解を深めます。また、あらゆる施策の策定や実施にあたって、人権尊重と男女共同参画の視点を取り入れられるよう、研修機会の充実を図ります。事業所に対しても、男女共同参画の理解が深まるよう、研修の充実を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I -1-(5)-①	行政等における男女共同参画の研修の充実	○市職員を対象に男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
I -1-(5)-②	事業所等における男女共同参画の研修の充実	○企業人権教育協議会と連携し、研修会を実施します。	人権協働課 商工観光課

基本課題2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

1. 現状と課題

子どもたちは、周囲の大人のふるまいや会話から人との関わり方や社会の仕組み等、様々なことを学びます。子どもたちが幼い頃から男女共同参画意識を身につけるには、保護者や地域の人々、教員等との関わりの中で子どもたちが性別によって異なる取り扱いをされることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されることが大切です。また、子どもと日常的に接する人が積極的に男女共同参画を実践していくことも重要です。しかし、本市においては、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方賛成する人が依然として多く、また、家庭の役割分担も女性に偏る傾向がみられます。そのため、家庭や学校、地域等において、子どもと接する大人の固定的な性別役割分担意識を解消し、子どもたちが自分も相手も尊重する姿勢を持ちながら、あらゆる場面において性別による制限を受けることなく、個性と能力を發揮し行動できる主体性を育んでいく必要があります。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 子どもの意思や個性を尊重し、自分らしい育ちを応援しましょう。
- 家族がふれあい、思いやりのある温かい家庭の中で、性別による隔てなく子育てをしましょう。
- 自分たちの子育て体験や暮らしの中の問題を、地域で話し合ってみましょう。
- 子どもが学校や園で学んだことを、家庭内で話し合う機会をつくりましょう。
- 大人が男女共同参画について学び、積極的に実践することで子どものお手本になるようにしましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

幼児期からの発達段階に応じて男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進し、子どもたちが誰もがお互いの人権と個性を尊重し、自分も他者も大切にする男女平等・男女共同参画の見方や考え方を形成できるよう教育内容の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(1)-①	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○教育活動全体を通して、男女共同参画の視点に立った取組を実施します。○特別活動等においては、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれずに活動し、お互いの良さを出し合い、協力しながら活動できるようにします。	学校教育課
I-2-(1)-②	男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none">○保育教諭・保育士が「絶対人権感覚*」の理論及び幼児期の発達段階児についての理論を学ぶ研修を実施します。	こども教育課

(2) 教育・福祉・医療関係者等の研修の充実

教職員や保育職員等の生き方や男女共同参画に対する考え方は、子どもに大きな影響を与えます。授業や事業の実践にあたって男女共同参画の意識を高めるための研修会を設定する等、研修の充実を図ります。また、青少年教育活動の指導者等の社会教育に携わる人に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。さらに、子どもと接する機会の多い福祉や医療の関係者に対しても男女平等・男女共同参画の視点に基づいて対応ができるよう、意識啓発に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(2)-①	教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進	○自らの意思によりその個性と能力を發揮し、自分の能力や希望に沿った生き方・働き方を進め、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人権協働課 学校教育課
I-2-(2)-②	青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進	○青少年補導委員会やスポーツ少年団等の役員会において、男女共同参画の学習機会や研修の充実を図ります。	生涯学習課 青少年センター
	福祉、医療関係者に対する男女共同参画の推進	○障害福祉サービス事業所等に啓発資料等を配布し啓発します。 ○母子保健関係者の連絡会において、母子保健に関する情報交換や研修会を実施します。	社会福祉課 健康課

(3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

大人に固定的な性別役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す一因となります。大人が子どもに期待する役割や将来像に性別による偏りがないかを見直し、一人ひとりの子どもの個性と能力を伸ばすために男女共同参画の視点に立って大人が子どもと接することができるよう、意識啓発や学習機会の提供に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(3)-①	保護者への男女共同参画意識の啓発	○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携して、保護者世代を対象とした講演会や男性対象の家事講座を実施します。	人権協働課
		○男女共同参画の視点に立ち、子どもの個性を大切にしながら育児や教育が行われるよう、保護者等への啓発や研修・学習機会を充実します。	学校教育課
		○男女共同参画事業と連携し、PTAを対象とした講演会を実施します。	生涯学習課

(4) 固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むキャリア教育*を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(4)-①	固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進	○各学校においてキャリアノートを活用し、キャリア教育を推進します。	学校教育課

(5) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活は、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに家族がお互いを尊重し、共に協力し合うことが大切です。家族が家事、育児、介護等の責任を共に担い、相互に協力できるように、固定的な性別役割分担の見直しを促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(5)-①	家庭生活における男女共同参画に向けての意識啓発と学習機会の提供	○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携して、保護者世代を対象とした講演会を実施します。	人権協働課
		○男女共同参画事業と連携し、PTAを対象とした講演会を実施します。	生涯学習課

(6) 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい活力ある地域社会をめざして、男女が共に地域社会の発展を支える対等な一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会を創ります。また、男女が共に参画する地域づくりの推進には、性別、年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが地域の一員として主体的に参加できる基盤を築くことが重要です。住民同士が地域について十分に話し合い、共通理解のもとで活動を進めていくよう啓発するとともに、女性の積極的な参画と登用を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-2-(6)-①	地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	○人権啓発情報紙等を通じて女性が自治会へ参加しやすい環境づくりを啓発し、地区役員への女性の登用を促します。	人権協働課
I-2-(6)-②	地域活動への男女の参画機会の充実	○社会体育事業において、地域のスポーツ指導者への男女の参画機会の増加を図ります。	生涯学習課
		○子育て中の人の社会参加を促進するため、講演会・講座等において託児者を派遣する集団託児事業を行います。	社会福祉協議会

基本課題3

相談・情報提供の充実

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画の視点から身近な困りごとを解決していくことが必要となります。例えば意識調査では、男女共に「セクシュアル・ハラスメントの経験がある」と回答しており、女性では約1割の人が「経験がある」と回答しています。セクシュアル・ハラスメントの背景には、性別に対する偏見や差別意識が影響していることもあることから、さらなる被害の防止に向けて男女共同参画に関する情報提供や意識啓発に取り組むとともに、被害者が一刻も早く自己の性に対する自尊心を回復できるよう、十分な相談支援に取り組む必要があります。セクシュアル・ハラスメントやDV被害等の人権侵害や暴力に関する相談だけでなく、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見から生じる日常生活における生きづらさ、仕事に関する悩み、親子関係や対人関係に関する悩み等、どのようなことでも男女を問わず気軽に相談でき、本人の気持ちを尊重しながら共に解決を図る体制を整えます。



市民のみなさんも取り組みましょう

- どんな相談窓口があるか、市の広報やホームページで確認しましょう。
- 困りごとや悩みごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口で話してみましょう。
- 本市の男女共同参画の取組を、市の広報やホームページで確認しましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容

(1) 各種相談窓口の周知

男女共同参画の視点に立って市民の様々な悩みごとや困りごとに応えるよう、相談体制の充実に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(1)-①	各種相談体制の充実と窓口の周知	○女性の様々な悩みに専門の相談員が応じる「女性のための相談」を実施するとともに、積極的に周知します。	福祉総務課
		○各福祉センター等における相談所の開設や、市と社会福祉協議会の連携による総合相談を行います。	社会福祉協議会

(2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
I-3-(2)-①	男女共同参画に関する情報提供の充実	○人権啓発情報紙や市のホームページ等により男女共同参画に関する行事等の広報や図書貸出等の情報提供を行います。 ○街頭啓発活動や人権啓発講演会等の場を利用して啓発します。	人権協働課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

1. 現状と課題

女性が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で個性や能力を発揮し活躍することができる社会は、女性のキャリア形成における可能性を広げるだけでなく、子育てや介護、地域活動等の男女共同参画が進み、誰もが住みよい社会の実現につながります。

国は2003（平成15）年に「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標を掲げ、女性の活躍に関する機運を高めてきました。また、2012（平成24）年には「女性活躍」を政府の最重要課題とし、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等を通じて、指導的地位に女性が占める割合や女性の就業率の上昇を図ってきました。さらに、2018（平成30）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立するなど、今後もあらゆる分野で女性の参画が一層拡大することが期待されています。しかし、本市では、2017（平成29）年度時点の審議会で女性が占める比率は国や県に比べて低い状況にあります。また、意識調査では自治会や議会に女性の参画が進まない理由として「男性が主になった組織運営が行われているから」と考える市民が多いことも明らかになりました。あらゆる場面における市民の男女共同参画意識を高め、本市においても女性の活躍を推進していくため、引き続き、政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進します。また、女性が様々な活動に意欲を持って参画していくけるよう、女性リーダー育成のための取組を推進します。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 方針決定に様々な立場の人の意見が反映されているかどうか、見直してみましょう。
- 家庭や職場、地域、学校等で、積極的に自分の意見を伝えてみましょう。
- 方針決定の場では、特定の立場の人には偏ることなく、様々な人の意見を取り入れるようにしましょう。
- 地域の組織で女性に役員を引き受けてもらいやすいよう、協力体制をつくりましょう。
- 方針決定の場や指導的な役職等に女性も積極的に参画しましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

(1) 審議会等の委員への女性登用の促進

審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、女性の政策・方針決定過程への参画を進めます。また、市の女性職員の管理職への登用や人材育成を進めるとともに、地域の事業所等へ働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-1-(1)-①	審議会、委員会等の委員への女性の登用促進	○審議会の委員への女性の積極的な登用を図り、女性の政策・運営等の方針決定過程への参画を推進します。	全課
II-1-(1)-②	市の女性職員の管理職への登用の促進	○市女性職員を対象とした研修への積極的な受講を促します。 ○市職員の係長への早期昇任制度を周知・活用し、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課
II-1-(1)-③	事業所に対する女性管理職の登用に向けての啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用し、男女共同参画について啓発するほか、女性管理職の登用に関する情報提供により女性管理職の登用を促進します。	人権協働課 商工観光課

(2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

市内の各分野で活動する女性の情報を収集し、女性リーダーとして意欲を持って活躍していくただけるよう人材育成に努めます。また、市内で活動する女性や、市民団体等が互いに交流し、共に活動する機会を設けるなど、ネットワークづくりを推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-1-(2)-①	女性の人材育成と支援	○男女共同参画セミナーを通じて人材を育成します。 ○人材の情報収集やネットワークづくりを支援します。	人権協働課
		○連合婦人会の活動を支援します。 ○連携団体による講演会・セミナー等への参加に係る事務を行います。	生涯学習課
		○寡婦や母子家庭の女性を会員とする婦人共励会の会員相互の交流を深め、支え合い活動を推進します。 ○若年母子家庭のつどいや、ひとり親家庭交流会への参加、会員交流を目的とした野外活動等を実施します。	社会福祉協議会

基本課題2 男性の家事参画と働き方の見直し

1. 現状と課題

わが国においては、家事・育児・介護等の家庭的責任は女性の役割として期待されてきました。そのことは家庭以外の場における女性の活躍を阻むとともに、男性に対しては、仕事中心の生活を期待することによって、男性の家庭生活への参画を困難にしてきました。また、仕事を中心とする男性の生き方は、長時間労働による過労等の健康被害をもたらすほか、仕事以外の地域活動への参画や自己啓発等の機会を奪うことにもつながっています。性別に関わりなく家事・育児・介護等の役割を担い、また、職場・家庭・地域とあらゆる場面において、誰もが活躍できる社会は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる社会と言えます。そして、これまで家庭生活への参画が十分にできていなかった男性にとって、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力を向上させるほか、多様な価値観を持つことにより職務における視野を広げるなど、キャリア形成につながる重要な機会となっています。意識調査では、男性は仕事が中心の生活になっている人が多く、家庭での役割分担は女性に偏る傾向が明らかになっています。今後、男性が仕事とそれ以外の社会生活や家庭生活との調和を図っていくことができるよう、男性の働き方を見直していく必要があります。また、男女共同参画社会の実現に向けて女性の活躍が進むよう、男性への意識啓発や家事講座の実施等により男性の家庭生活への参加促進を図ります。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 一人ひとりが家族の一員として共に協力し合えるよう、家事、育児、介護等、家庭での役割について家族と話してみましょう。
- 男性も家事、育児、介護等に積極的に取り組み、生活に必要な知識や技術等を身につけましょう。
- 家庭内の役割分担に性別による偏りがないか、見直してみましょう。
- 仕事と家庭生活の両立ができるよう働き方を見直してみましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 事業所に対する働き方の見直しの啓発

男性の長時間労働と女性の家事負担に支えられてきた従来の働き方を見直し、仕事も家事も男女が共に責任を担うことができる社会づくりが必要です。労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた柔軟な働き方ができるよう、市内の事業所に対し働き方の見直しを啓発します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-2-(1)-①	事業所に対する働き方の見直しに関する啓発	○柔軟な働き方に関する情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 育児や介護を担う男性への理解促進

男性が仕事と育児・介護の両立を可能にするためには、職場の理解と配慮が必要です。事業所への研修を実施するなど、育児や介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-2-(2)-①	育児や介護を担う男性に対する理解促進のための啓発	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、事業所へ情報提供することで育児や介護を担う男性に対する理解を促進します。	人権協働課 商工観光課

(3) 男性の育児・介護休業の取得促進

育児や介護を担う男性の休暇または休業の取得が進むよう、労働者への育児・介護休業制度の周知や、事業主への両立支援等助成金制度の周知等に取り組みます。また、育児や介護で休暇・休業を取得した経験のある男性のエピソードを紹介するなど、男性が休暇・休業の取得を前向きに捉えられるよう情報提供の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-2-(3)-①	男性の育児・介護休暇・休業の取得促進のための啓発	○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発し、男性の育児・介護休暇、休業の取得を推進します。	人権協働課 商工観光課

(4) 男性向けの家事講座の開催

男性を対象とした料理教室や育児・介護教室等の講座を開催します。その際には、働いている男性に考慮した時間帯や曜日に配慮するほか、育児中でも気軽に参加できるよう託児を実施するなど、より多くの男性が参加できるよう工夫します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅱ-2-(4)-①	男性向けの家事講座の開催	○男女共同参画セミナーにおいて、男性対象の料理教室や家事講座等を実施します。	人権協働課

基本課題3 雇用分野、農業・自営業、地域社会等の分野における男女共同参画

1. 現状と課題

①雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。就業を希望する人が性別や年齢、障害の有無等に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、職場における多様な人材の活用をめざす「ダイバーシティ*」の推進にもつながります。

また、そのことは少子高齢化が進むわが国において、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、重要な役割を持っています。特に、女性の就業促進は職場の多様性を高めるとともに、女性の活躍を推進していく上でも重視されています。

本市の女性の労働率は国や県と比べて高いですが、年齢階層別にみると、結婚や出産というライフイベントがある30～34歳で低くなっています、いわゆるM字カーブを描いています。今後、就労を希望する男女がライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、子育てや介護を担う労働者が働きやすい職場環境づくりを支援します。

また、女性の活躍推進にあたっては、職場での男女間格差の是正や、就業支援、両立支援制度の利用促進による就労継続支援に取り組み、就労を希望する女性が意欲を持って働く環境を整えます。このように、男女が対等な立場で互いに協力しながら働くことは、農業や自営業においても重要であることから、経営や仕事での女性の地位を明確にし、その役割が適正に評価され、男女共同参画が進むよう啓発します。

②地域社会における男女共同参画

近年、地域の防災活動や避難所の生活における男女共同参画の必要性が認識されるようになりました。緊急時において女性や子ども、高齢者、障害者等は、社会的に弱い立場に置かれやすく、必要な支援が十分に受けられないことや、安全が脅かされる危険があります。日頃から、様々な立場にある人が男女共同参画の視点を持って防災・復興に係る意思決定の場や、防犯活動等に参画し、リーダーとして活躍することが求められています。



市民のみなさんも取り組みましょう

- PTA活動・地域活動・自治会活動等に、誰もが対等な立場で積極的に参加しましょう。
- 積極的に地域の学習会や行事等の学習の場に参加して、視野を広げましょう。
- 商工業、農業等の自営業においては、女性の労働へのかかわりを適正に評価しましょう。
- それぞれの立場から、緊急時に必要な支援等について伝えてみましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業所に対して、雇用の場における性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正、男性を含めた働き方の見直しにより、制度上だけでなく、実質的な男女平等の機会と待遇の確保、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(1)-①	男女の均等な雇用の場の確立に向けた啓発	○職場における男女平等に関する法制度等の情報収集に努め、企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して啓発し、男女の均等な雇用の確立を推進します。	人権協働課 商工観光課
II-3-(1)-②	職場での心身の健康管理と母性保護の充実のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙を活用して、心身の健康や母性保護について啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 就労・起業の希望がある女性に対する支援の充実

就労の希望のある女性が性別を理由とする不利益を被ることなく意欲を持って働き、能力を発揮して活躍することができるよう、就労支援や就労継続支援に取り組みます。また、起業に意欲的な女性に対する積極的な起業支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(2)-①	女性の能力開発への支援の充実	○女性のための就労支援セミナーを実施します。	人権協働課 商工観光課
II-3-(2)-②	女性の再就職・起業支援の充実	○女性の再就職や起業のための男女共同参画セミナーを実施します。 ○就労に関する相談窓口である加東市就労支援室において就労に関する支援を行います。 ○商工会による創業塾等を実施します。	人権協働課 商工観光課

(3) 農業・商工業など、自営業における男女共同参画の推進

農業や商工業等の自営業において男女共同参画の意識啓発を進め、経営や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性の役割が適正に評価され、適切な労働時間や休日の確保等の労働条件が整備されるよう働きかけます。女性の経営能力や技術向上を支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(3)-①	経営・方針決定過程への女性の参画促進	○「人・農地プラン」検討会の委員へ女性を採用します。	農政課
		○農業委員・農地利用最適化推進委員への女性委員の参画を推進します。	委員会事務局
II-3-(3)-②	女性の経済的地位の向上と就業環境の整備	○女性向けセミナー等を実施し、農業経営等への参画を促すことで、女性や夫婦の認定農業者の増加を図ります。	農政課 商工観光課

(4) ダイバーシティの推進

職場において性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、就労意欲のあるあらゆる人が活躍できるよう、ダイバーシティの啓発を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(4)-①	ダイバーシティ推進のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、ダイバーシティについて啓発します。	人権協働課

(5) 事業主行動計画の策定の推進

女性活躍推進法に基づく、民間企業等を対象とした「一般事業主行動計画」の策定が進むよう啓発します。また、市においては策定している「特定事業主行動計画」の取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(5)-①	事業主行動計画の策定推進のための啓発	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、一般事業主行動計画について啓発します。	人権協働課

(6) 防災における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ、防災対策を検討するとともに、自治会等の地域コミュニティにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない活動を推進できるよう、女性の積極的な参画を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(6)-①	防災活動における女性の積極的な参画	○地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等により、女性の参画を啓発します。	防災課
II-3-(6)-②	防災活動における女性の人材育成	○地区単位の自主防災組織ごとに実施している防災訓練等により、女性の人材を育成します。	防災課

(7) 防犯における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ、地域における防犯組織の活動支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(7)-①	防犯組織・見守り隊等への参画促進と活動支援	○防犯協会への女性会員の参加を啓発します。	防災課
		○青少年補導委員への女性の選出を啓発し、女性補導委員の増加に努めます。	青少年センター

(8) ボランティア活動や地域活動への参加促進

ボランティア活動や地域活動への参加を促し、一人ひとりが個性や能力を発揮して、互いに助け合い支え合う地域づくりを推進します。また、その際には、役割や意思決定が特定の性別や年齢に偏ることがないよう、男女共同参画の視点からあらゆる人々との協働を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-3-(8)-①	ボランティア活動や地域活動への参加促進	○男女共同参画の視点を持ち、性別にとらわれず活躍する地域における男女共同参画リーダーを育成し、市との協働を進めます。	人権協働課
		○ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談・コーディネートを行います。 ○各種養成講座やボランティア交流会等を開催し、人材を育成します。	社会福祉協議会

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 現状と課題

国は、2007（平成19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を制定し、長時間労働の削減等、働き方の見直しや、育児や介護等のライフイベントに対応した柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組の促進、男性の家庭生活への参画促進、女性の活躍の推進等、様々な取組を展開し、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざしてきました。2017（平成29）年に本市が実施した市民意識調査でも、男女共に「「仕事」と「家庭」と「プライベートな時間」をともに優先したい」と考える人が最も多くなっています。しかし、現状としては、女性は「「仕事」と「家庭生活」がともに中心の生活となっている」、男性は「「仕事」が中心の生活となっている」という人がそれぞれ最も多く、どちらもプライベートな時間の確保ができていない状況がうかがえます。誰もが希望のワーク・ライフ・バランスを実現し、自分らしく生活することができるよう、多様な働き方を可能にする環境づくりを推進するため、引き続き、働き方の見直しや保育や介護サービスの充実等に取り組みます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 自分の生活について、仕事や家庭生活等のバランスがとれているか見直してみましょう。
- 多様な働き方を実現するために、短時間勤務やフレックスタイム制、在宅就業等、自分の職場にどのような制度があるか調べてみましょう。
- 家族一人ひとりが家庭を支えていることを認識し、特定の人に家庭の役割が偏ることがないよう、お互いを思いやり協力し合いましょう。
- 職場の休暇制度を積極的に利用し、家庭生活や趣味を楽しんだり、地域活動やボランティア等に参画したりしましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発

固定的な性別役割分担意識によって「男性は仕事」「女性は家庭」と役割を決めてしまわずに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発等、様々な活動を自ら希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(1)-①	ワーク・ライフ・バランスの啓発	○人権啓発情報紙や市のホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用してワーク・ライフ・バランスを啓発します。	人権協働課 商工観光課

(2) 多様な働き方を可能にする環境整備

仕事と家庭生活、地域活動等の両立をめざし、働き方を見直して、ワーク・ライフ・バランスの希望や子育て・介護等の状況に応じた働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
II-4-(2)-①	多様な働き方の啓発	○人権啓発情報紙や市のホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、多様な働き方を啓発します。	人権協働課 商工観光課
II-4-(2)-②	育児・介護休業制度の普及	○人権啓発情報紙や市のホームページ、企業PRかわら版や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、育児・介護休業を啓発します。	人権協働課 商工観光課
II-4-(2)-③	保育環境・介護環境の充実	○こども園、保育所、アフタースクール等で児童を預かり、保護者の就労を支援します。 ○相談窓口や介護保険制度について、各種パンフレット等の配布や広報、市ホームページによる啓発や地域ケアホットミーティング(高齢者の地域ケアづくりのための出前講座)での普及啓発を行います。 ○地域生活支援事業を利用する障害者等を対象に、利用者の状況に応じた制度により支援します。	こども教育課 高齢介護課 社会福祉課

基本目標Ⅲ

お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

基本課題 1

男女の生涯にわたる健康支援

1. 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあわせに尊重し合うことは、男女共同参画社会形成の前提と言えます。病気にかかる状況は男女で異なることもあることから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点を持って、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたる健康を保持していくことが大切です。特に、女性は、その心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等、人生の各段階に応じて大きく変化することから、長期的、継続的かつ総合的な視点に立って、健康の増進を支援していく必要があります。本市では、女性特有の疾患に対応した検診として、乳がん検診と子宮がん検診を実施していますが、受診率は減少傾向にあることから、引き続き、受診を勧奨していく必要があります。また、子どもの頃から心と体に関する正しい知識を身に付けることにより、男女が共に心身の健康維持に努め、自分らしく多様な生き方を実現することができるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境を整えます。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 定期健康診断を受診し、心身の健康維持を心がけましょう。
- 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解し、お互いの健康を思いやる意識を育てましょう。
- 性別によってかかりやすい病気や予防策等について理解を深め、定期的な健康診断の受診につなげましょう。
- 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め協力しましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

男女の年齢に応じた健康管理や心と体の健康づくりを支援し、健康を脅かす問題への取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-1-(1)-①	こころと体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○「まちぐるみ総合健診」において健康診査及びがん検診等を実施します。○「加東サンサンチャレンジ～3か月で3kg やせる市民大運動～」を実施し、市民の健康づくりを推進します。○産後1年程度の母親を対象に、心のリフレッシュの大切さを学ぶ「産後ママのリフレッシュ講座と相談会」を開催します。	健康課

		○特定健康診査事業として「まちぐるみ総合健診」を実施するほか、個別健康診査や人間ドック受診費用を助成します。	保険医療課
--	--	--	-------

(2) 思春期における保健衛生の推進

子どもの発達段階に応じて心と体の健康に関する正しい知識を習得し、自らの生と性に対する自尊心を高め、自分も他者も大切にする意識を育てます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-1-(2)-①	思春期における保健衛生の推進	○高校生に妊娠や出産、育児、健康づくりをテーマとした出張講義を実施するほか、妊婦体験グッズ等を貸出します。	健康課
		○小学校体育科（保健）、中学校保健体育科での学習を中心に、発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康支援に重要な、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に立った啓発を推進します。また、思春期、妊娠・出産期、子育て期、青壮年期、更年期、老年期という人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-1-(3)-①	妊娠・出産期における女性の健康支援	○妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する情報をお伝えします。	健康課
Ⅲ-1-(3)-②	年齢に応じた女性の健康づくりの推進	○乳がん検診と子宮頸がん検診を実施します。	健康課
Ⅲ-1-(3)-③	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の普及啓発	○高校生に妊娠や出産、育児、健康づくりをテーマとした出張講義を実施します。	健康課

基本課題2 あらゆる暴力の根絶

1. 現状と課題

女性に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で解決しなければならない重大な課題です。特に、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害の増加は社会問題にもなっており、被害者の子どもへの支援も含めて、的確な対応が求められています。また、被害者が子どもや高齢者、障害者、外国人等の場合には、複合的に困難な状況に置かれている可能性があり、よりきめ細かな支援が必要です。さらに、交際相手からの暴力や性犯罪等では、未成年者を含む若年層が被害者となるケースも増えています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*等を利用した暴力では、その特性から被害からの回復が著しく困難な場合もあり、多様化する暴力への対応策の整備が急がれています。

国は2001（平成13）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定をはじめとして関係法令を整備し、その周知徹底及び厳正な執行と、あらゆる暴力を防止する幅広い取組を推進してきました。しかし、依然として暴力の根絶には至らず、本市でもDV相談件数は増加傾向にあります。そのため、引き続き、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、一人ひとりが互いの人権と尊厳に対する意識を高められるよう啓発するとともに、若年層を対象としたデートDV防止教育を実施するなど、子どもから大人まですべての市民が一体となって、あらゆる暴力を許さない意識を醸成します。また、警察や被害者支援団体等と連携して、被害者の保護と自立に向けた相談支援体制の充実に取り組みます。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 自分の日頃のなにげない言動が相手を傷つけていないか、見直してみましょう。
- 虐待やセクシュアル・ハラスメント等について学び、家庭や職場、地域等であらゆる暴力を許さない意識を持ちましょう。
- DVやデートDV等の防止について学び、自分も相手も大切にする対等な関係を築きましょう。
- 親しい間柄でも、暴力や暴言は許さないという認識をもちましょう。
- 周りの人が被害に遭っていることに気づいたときは、市役所等の相談窓口に話してみましょう。
- 自分が被害を受けた時は、決して一人で悩まず、警察や市役所等の相談窓口や、身近な人に話してみましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

(1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

すべての住民の人権意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力が、女性の基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めることにより、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。また、被害を受けた際に相談窓口や相談方法を周知するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(1)-①	女性の人権尊重についての意識啓発の推進	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、女性の人権をはじめ、様々な人権課題について啓発するとともに、相談窓口を周知します。	人権協働課
		○DV防止の啓発や、相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施します。	福祉総務課

(2) DV・デートDVの防止対策の推進

DV、デートDV防止の啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。また、警察や被害者支援団体、児童相談所等と連携し、被害者の保護と自立に向けた切れ目のない支援に取り組むとともに、DVに巻き込まれた子どもや同伴家族を適切に支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(2)-①	DV・デートDVの防止対策の推進	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて女性の人権について啓発します。	人権協働課
		○市内の中学生に、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことが大切であることを学ぶ、デートDV防止の授業を実施します。	福祉総務課
		○被害者から支援措置の申し出があった場合に、住民基本台帳の閲覧等を制限します。 ○住民基本台帳により事務処理を行う関係各課に、閲覧制限等の制度の周知を行い、加害者からの閲覧等を制限し、適切な情報の共有化を図ります。	市民課

		<p>○被害者の居場所を知られないよう関係者に注意喚起し、情報管理を徹底します。</p> <p>○被害者の自立に向けて、司法手続きに関する情報や相談機関の情報提供をするほか、戸籍等の届出に対して、指導・助言を行います。</p>	
--	--	---	--

(3) あらゆるハラスメント防止対策の推進

あらゆるハラスメントの防止対策を進め、事業所等に対してセクハラをはじめあらゆるハラスメントの防止対策に、より一層取り組んでもらえるよう働きかけ、研修の充実を進めます。また、教育の場においても、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、あらゆるハラスメントの防止に向けて教職員の意識啓発と環境の整備に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-2-(3)-①	市役所等、公的機関におけるハラスメント防止対策の推進	○職員にヒアリングや研修等を行い、意識化・振り返りの機会を提供することにより、ハラスメントの防止に繋げます。	人事課
		○各校の管理職に働きかけて、教職員研修の充実を進め、教職員の意識啓発と環境の整備に努めます。	学校教育課
III-2-(3)-②	事業所におけるハラスメント防止対策の推進	○企業PRかわら版や商工会の情報紙等を活用し、あらゆるハラスメントについて啓発します。また、企業人権教育協議会による研修の実施を促します。	人権協働課

(4) 虐待防止対策の推進

あらゆる暴力の根絶と防止に向けて、児童、高齢者及び障害のある人に対する虐待防止対策を推進します。虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。

また、児童虐待及び高齢者や障害者虐待を防止するための対策を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(4)-①	児童虐待防止対策の推進	○要保護児童対策地域協議会で代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、適切に支援します。	福祉総務課
		○子育て支援プラン検討会を開催し、支援を必要とする母子について虐待防止対策を検討します。	健康課
Ⅲ-2-(4)-②	高齢者虐待防止対策の推進	○高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において、関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に多面的に支援します。	高齢介護課
Ⅲ-2-(4)-③	障害者虐待防止対策の推進	○虐待疑い等の相談や通報があった場合に、速やかに安全確認と事実確認を行います。状況に応じて関係機関と連携し、保護、養護者への相談、指導及び助言等の虐待解消に向けた支援を行います。 ○障害者虐待の防止や早期発見のための周知を行います。	社会福祉課

(5) リベンジポルノ・ストーカー行為等、多様化する暴力の防止についての啓発

暴力は身体への直接的な攻撃だけなく、つきまとい、売買春、人身売買、インターネットを利用した誹謗中傷等、様々な形態で表れます。なかには被害からの回復が著しく困難なケースもあることから、多様化する暴力について啓発し、被害の未然防止に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-2-(5)-①	多様化する暴力の防止に関する啓発	○青少年センターと協力して、街頭啓発活動等により啓発します。	人権協働課
		○研修会の実施や街頭啓発活動等により、情報モラルについて周知し、リベンジポルノ*等の防止を啓発します。	青少年センター

基本課題3 安心して子育てができる環境の整備・充実

1. 現状と課題

社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで、男女共にライフスタイルを柔軟に選択し、理想のワーク・ライフ・バランスや、出産・子育ての希望が叶えられる社会の実現がめざされています。女性の活躍を推進する観点からは、子育てをしながら就労を希望する女性が、仕事と子育てを両立しながら働き続けられる環境の整備が進められてきました。また、2012（平成24）年には子ども・子育て関連3法が制定され、多様な子育て支援策の充実が図られています。一方で、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育てに関して身近な人からの助言や協力を得にくくなっています。そのため、すべての子育て家庭が地域で安心して安全に子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。2017（平成29）年に本市が実施した市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべきこととして、「安心して働くための保育・介護のサービスや施設を充実させる」が最も多く選ばれています。また、女性が働きやすい環境を作るために必要なこととして、「保育所、学童保育、企業内託児所など保育環境を充実させる」が多くなっています。本市は国や県に比べて子育て世代の女性の就業率が高く、子育てと仕事を両立できる環境整備の推進が求められていると言えます。引き続き、男女共同参画による子育て意識を醸成するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。また、子育ての不安を軽減し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるように相談体制の充実を図ります。



市民のみなさんも取り組みましょう

- 家族みんなで子育てに協力し、育児の楽しさを分かち合いましょう。
- 未来を担う子どもたちを家庭・地域全体で育てていきましょう。
- 父親も母親も子育て講座やイベント・サークル等に参加して、子育てのネットワークをつくりましょう。
- 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て何でも相談」「家庭児童相談室」等に相談しましょう。

2. 行政の取組 一施策の基本的方向と内容一

(1) 男女が共に子育てに参画できる環境の整備・充実

子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方への理解を深めるためには、身近な大人が、家庭生活や子どもへの関わりにおいて、男女共同参画を実践することが大切です。家庭と地域が連携し、親をはじめ、子育てに関わるすべての人たちの学習を進め、男女が共に子育てをする意識や地域で子どもを育む意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-3-(1)-①	男女共同による子育て意識の醸成	○学校を通じて、小中学生に児童館での親子活動やひろば活動等の参加の機会を提供します。 ○乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	こども教育課
		○妊娠届出をした妊婦とその夫へ母子健康手帳と父子健康手帳を交付し、夫の家事・育児への協力を働きかけます。 ○夫婦で参加するパパママクラスを実施し、沐浴指導、夫の妊婦体験、妊婦体操、試食等を行います。	健康課
Ⅲ-3-(1)-②	子育てに関する講座の充実	○児童館等で、子育て支援講座や兵庫教育大学と連携した講座を実施します。	こども教育課
		○夫婦で参加するパパママクラスを実施し、保健師・栄養士の講話を行います。	健康課
Ⅲ-3-(1)-③	子育てグループの育成・支援	○未就園児とその保護者が、制作活動や料理、様々な季節行事等を楽しむサークル活動が行える場を提供するとともに活動を支援します。	こども教育課
		○自主的な子育てサークルの立上げ支援、活動場所の提供、子育て情報誌による情報提供、NPO*法人やボランティアとの協働による子育てサロンの実施等を行います。	社会福祉協議会

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

家族形態や就労形態等により、育児が特定の性に偏ってしまうことがあります。どのような場合でも、過度の負担を感じることなく育児の喜びや楽しみを感じられるよう、保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の自立支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

施策コード	具体的な施策	内容	担当課
III-3-(2)-①	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり、延長保育、休日保育、病児（病後児）保育、放課後児童健全育成事業（アフタースクール）、ファミリー・サポート・センター事業等の保育サービスを実施します。 	こども教育課
III-3-(2)-②	子育てに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内4か所で地域子育て支援拠点事業を実施します。うち、1か所で利用者支援事業も併せて実施します。 ○家庭訪問や乳幼児健診・相談を実施し、子どもの成長・発達の確認や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ○主に未就学の子どもと保護者を対象として、発育・発達の確認や育児相談を実施し、安心して育児ができるよう支援します。 ○家庭児童相談員等が家庭に関する様々な悩みの相談に応じ、解決方法と一緒に考えます。 ○保健師や教育相談支援員、心理士による相談や医師による診察等により、発達障害をはじめ、支援が必要な乳児から成人までの様々なニーズに対応できる総合的な相談を実施します。 	こども教育課 健康課 福祉総務課 発達サポートセンター
III-3-(2)-③	ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の子どもの保育所等の入所の選考の際に、一定の配慮を行います。 ○保護者の所得の階層区分に基づいて、保育料を減免します。 ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金等を対象者へ支給し、ひとり親家庭等に対して経済的支援と自立支援の充実を図ります。 	こども教育課 福祉総務課

基本課題4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

1. 現状と課題

男女共同参画社会は、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会です。しかし、一方では、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい人もおり、このような状況に置かれている人々の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進していくことが求められています。また、性的マイノリティ*であることや、高齢者や障害者、日本で暮らす外国人等であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合には、一人ひとりに対する理解を深め、人権尊重の観点からの配慮が必要です。誰もが安心して本市で暮らし、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが有する個性や能力を十分に発揮して、喜びや責任を分かち合いながら共に社会に参画していくよう、人権啓発や福祉施策の充実に取り組みます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- 性別や年齢、国籍をこえてお互いに尊重し、支え合いながら、気持ちよく過ごしましょう。
- お互いを助け合い、支え合い、安心して暮らせる地域をつくりましょう。
- 人権について学び、地域に住む様々な人への理解を深めましょう。
- 市が提供する支援や福祉サービス等について確認しましょう。

2. 行政の取組 ー施策の基本的方向と内容ー

(1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
III-4-(1)-(1)	健康づくりと介護予防施策の推進	○まちかど体操教室の新規設置グループへの支援を行います。	高齢介護課
		○各地区の公民館等で、健康チェックや個別健康相談、健康講話や料理教室を実施します。	健康課
III-4-(1)-(2)	ともに支え合う地域づくりの推進	○民生児童委員と連携して高齢者の見守りを行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、共に支え合う地域づくりに取り組みます。 ○老人クラブの活動について、相談に対応します。	高齢介護課

		○住民が自ら公民館等を活用した「ふれあいいきいきサロン（喫茶）」や見守り活動等に取り組む小地域福祉活動を支援します。	社会福祉協議会
Ⅲ-4-(1)-③	生活支援の充実	○日常生活の自立支援のため、個々の状況に応じた相談を実施し、適切にサービスを提供します。	社会福祉課

(2) 介護支援策の充実

介護の負担が特定の性に偏ることを防ぐために、地域包括ケアシステムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図るとともに、両立支援制度の利用促進により、男女共に介護を担うことができる環境を整えます。また、男性介護者が孤立せずに安心して介護を担えるよう、相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(2)-①	安心して介護できる環境の整備	○介護用品給付事業やひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク事業、お出かけ安心GPS事業等の介護者支援事業を展開します。	高齢介護課
		○重度心身障害者（児）が自立して生活できるよう住宅改修費を助成し、生活の利便性向上と介護者の負担軽減を図ります。	社会福祉課
		○ひとり暮らし高齢者を対象に、食事の配食・会食サービスを行います。 ○福祉車輌により、車いす利用者の通院を支援します。	社会福祉協議会
Ⅲ-4-(2)-②	介護に関する相談体制の充実	○生活や介護に関する本人・家族・関係機関等の相談、権利擁護に関する相談、認知症ケアについての相談に対応します。	高齢介護課
		○介護者からの障害者等の介護に関する相談に、専門的な知識や経験をもつ職員が応じます。 ○相談に幅広く対応するため、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	社会福祉課

(3) 性的マイノリティに対する理解の促進

社会的な性別である「ジェンダー」について学ぶとともに、性の多様性について理解を深め、誰もが性的指向や性自認等によって差別や偏見を受けることがないよう、広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(3)-①	性的マイノリティに関する啓発	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、ジェンダーや性の多様性について啓発します。	人権協働課

(4) 外国人への支援の充実

外国人への理解を深めることはダイバーシティを進めていく上でも大切です。本市に居住する外国人が、言語や文化、価値観の違いによって困難な状況に陥らずに本市で安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(4)-①	外国人に対する支援の充実	○人権啓発情報紙等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、外国人の人権を啓発します。	人権協働課
		○在住外国人の日常生活に関わるニーズを把握し、日本語教育支援や生活情報の提供等を行います。	企画政策課

(5) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

性的マイノリティであること、障害があること、外国人であること、部落差別の問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について、実態の把握と必要な支援に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
Ⅲ-4-(5)-①	多様性を踏まえた人権教育や啓発による理解促進	○人権啓発情報紙等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、様々な人権課題を啓発します。 ○困難な状況にある人に、関係機関が連携して支援します。	人権協働課

2 男女共同参画推進に関する指標

本計画では、各基本目標ごとに施策の進捗状況を測るための指標を以下の通り設定します。

基本目標	指 標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
I 男女共同参画実現のための基盤づくり			
	男女の地位が平等であると考える市民の割合	11.5%	30.0% (2022 年度)
	性別による固定的な役割分担意識を持たない市民の割合	67.2%	70.0% (2022 年度)
	男女共同参画に係る自主活動グループ数	0 グループ	1 グループ
	「女性のための相談」事業相談件数	24 件	30 件
II あらゆる分野における男女共同参画			
	審議会、委員会等における女性委員の割合	26.7%	30%
	市の一般行政職の管理職に占める女性職員の割合	22.1%	30%
	女性のための就労支援セミナー受講者数	20 人	累計 260 人
	女性、夫婦の認定農業者数	2 人	3 人
	自主防災組織の防災訓練への女性の参加率	5~20%	平均 30%
III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり			
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が ある母親の割合	73.4%	75.2%
女性のがん検診受診率	乳がん検診	21.4%	22.6%
	子宮頸がん検診	15.1%	16.3%
	配偶者暴力相談支援センターへの新規相談者数	15 人	20 人
	家庭児童相談室における相談件数	230 件	260 件 (2022 年度)
	小地域福祉活動事業実施地区数	77 地区	85 地区

*本市の他の計画において定めている指標がある場合は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

